

3102 塩の輸入について

輸入した塩を販売し、又は使用すること（以下「特定販売」といいます。）を業として行おうとする場合は、塩事業法により、次の手続を行わなければなりません。

1. 塩の特定販売を業として行おうとする場合（自己使用を含む。）には、「塩特定販売業者」として税関長の「登録」を受ける必要があります。
2. 特殊用塩のみ特定販売を業として行おうとする場合には、「特殊用塩特定販売業者」として税関長に「届出」を行う必要があります。

この場合の「特殊用塩」とは、

- (1) 医薬品医療機器等法（昭和35年法律第145号）第2条に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品に該当する塩
 - (2) 試薬塩化ナトリウム
 - (3) 細菌等の試験研究用の培地として使用される塩その他の専ら学術研究又は教育の用に供される塩
 - (4) 銅のメッキ処理過程等において、専ら触媒の用に供される塩
 - (5) 亜鉛、鉄その他の金属成分を含有する塩で、直方体又は球形等の塊状に成形されたもの
 - (6) 塩化ナトリウムの含有量が60%以下の塩で、塩化ナトリウムとそれ以外の成分が容易に分離し難いもの
 - (7) 販売先を限定して試験的に販売される塩であって、一年間の販売数量が100トン以内のもの
- です。

詳しくは、最寄りの税関の業務部統括審査官までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ窓口】

◎ 塩の特定販売業（輸入販売業）に関するお問い合わせは、最寄りの税関の業務部統括審査官までお願いいたします。

函館税関	〒040-8561	函館市海岸町 24-4（函館港湾合同庁舎内）	TEL 0138-40-4256
東京税関	〒135-8615	東京都江東区青海 2-7-11（東京港湾合同庁舎内）	TEL 03-3599-6338
横浜税関	〒231-0001	横浜市中区新港 1-6-1（よこはま新港合同庁舎内）	TEL 045-212-6110
名古屋税関	〒455-8535	名古屋市港区入船 2-3-12	TEL 052-654-4124
大阪税関	〒552-0021	大阪市港区築港 4-10-3（大阪港湾合同庁舎内）	TEL 06-6576-3361
神戸税関	〒650-0041	神戸市中央区新港町 12-1	TEL 078-333-3155
門司税関	〒801-8511	北九州市門司区西海岸 1-3-10（門司港湾合同庁舎内）	TEL 050-3530-8401
長崎税関	〒850-0862	長崎市出島町 1-36	TEL 095-828-8668
沖縄地区税関	〒900-0001	那覇市港町 2-11-1（那覇港湾合同庁舎内）	TEL 098-862-9281

◎ 塩の製造業、卸売業に関するお問い合わせは、最寄りの財務（支）局又は沖縄総合事務局の理財課（関東財務局は理財第3課、近畿財務局は理財第2課）までお願いいたします。

北海道財務局	〒060-8579	札幌市北区北 8 条西 2（札幌第 1 合同庁舎内）	TEL 011-709-2311(代)
東北財務局	〒980-8436	仙台市青葉区本町 3-3-1（仙台合同庁舎内）	TEL 022-263-1111(代)
関東財務局	〒330-9716	さいたま市中央区新都心 1-1 （さいたま新都心合同庁舎 1 号館内）	TEL 048-600-1121
北陸財務局	〒921-8508	金沢市新神田 4-3-10（金沢新神田合同庁舎内）	TEL 076-292-7852
東海財務局	〒460-8521	名古屋市中区三の丸 3-3-1	TEL 052-951-1784
近畿財務局	〒540-8550	大阪市中央区大手前 4-1-76（大阪合同庁舎 4 号館内）	TEL 06-6949-6368
中国財務局	〒730-8520	広島市中区上八丁堀 6-30（広島合同庁舎 4 号館内）	TEL 082-221-9221(代)
四国財務局	〒760-8550	高松市サンポート 3-33（高松サンポート合同庁舎南館内）	TEL 087-811-7780(代)
九州財務局	〒860-8585	熊本市西区春日 2-10-1（熊本地方合同庁舎内）	TEL 096-353-6351(代)
福岡財務支局	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-11-1（福岡合同庁舎本館内）	TEL 092-411-7281(代)
沖縄総合事務局	〒900-8530	那覇市おもろまち 2-1-1 （那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館内）	TEL 098-866-0092

◎ その他制度の全般に関するお問い合わせは、財務省理財局総務課たばこ塩事業室（東京都千代田区霞が関 3-1-1 TEL 03-3581-4111(代)）までお願いいたします。